別紙２（第６条関係）

入　札　説　明　書

平成２６年７月８日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１　発注者

青森県知事

２　入札に付する事項

（１）品　　名　　消防ポンプ自動車

（２）規　　格　　別添仕様書のとおり

（３）数　　量　　１台

（４）納入期限　　平成２７年３月１６日（月）

（５）納入場所　　青森県消防学校

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　政令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成１３年４月１日施行）第５で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店を有する者であること

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目（特殊車両）又は（消防車）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（１）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

でないこと。

（２）入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第３-１号及び第３-２号様式。以下「申請書」という。）を提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認結果通知書(第５号様式)により通知する。

ア　提出期限　　平成２６年７月１７日　１７時００分

イ　提出場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎東棟１階）

ウ　提出部数　　１部

４　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（１）提出期限　　平成２６年７月１７日　１７時００分

（２）提出場所　　３の(２)のイに定める場所に同じ。

５　一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（１）　一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（２）　一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札及び開札に関する事項

（１）日時　　平成２６年７月２５日　１６時００分

（２）場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

（３）入札保証金　免除する。

（４）入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）一般競争入札参加資格確認結果通知書

（イ）委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。
入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。
http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額
（オ）品名
（カ）数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、1 者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ク　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（５）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

７　契約に関する事項

（１）契約書（案）

別紙のとおり

（２）契約保証金

契約者は、契約金額の１００分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）契約書の取り交わしの時期　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（４）落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の(1)に掲げるいず

れかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

８　問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目１番１号　青森県庁舎東棟１階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当　主幹　工藤　勉

電話　０１７－７３４―９０９９

（別紙）入札書参考書式

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
（委任代理人　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 （税抜）									

（内訳）

番号	入　札　品　名	規　格	数量	単　価	金　　額
	（調達物品） 消防ポンプ自動車	○○○			○○○
	合　　計				○○○

備考　落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

入札説明書等に関する質問書

公　告　日	平成２６年７月８日
品　名	消防ポンプ自動車
質　問　事　項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第３－１号様式（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
担 当 者 氏 名
連　　絡　　先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成２６年７月８日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　　消防ポンプ自動車

２　業者番号及び等級格付

（業者番号：　　、等級格付：　　）

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

５　誓約事項

次の各号について、誓約します。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

（２）同条第２項に規定する要件に該当していないこと。

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第３－２号様式（第７条関係）

納入実績証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞

平成２６年７月８日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　　消防ポンプ自動車

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第５号様式（第７条関係）

青会管　第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

青森県出納局会計管理課長　　印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成２６年７月８日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

１　品　名　　消防ポンプ自動車調達

２　入札参加資格の有無

有

無（理由　　）

※　入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して２日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求めることができます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　消防ポンプ自動車

入札（見積り）期日　　平成２６年７月２５日

入札（見積り）場所　　青森県庁舎東棟１階　出納局会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所

受注者

青森市長島一丁目１番１号

発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

（１）　名　　称　　消防ポンプ自動車

（２）　形式・規格　　仕様書のとおり

（３）　数　　量　　１台

（４）　金　　額　　￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）

（契約保証金）

第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第２条（B）　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（１）　納入期限　　平成２７年３月１６日

（２）　納入場所　　青森県消防学校

２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとす

る。
２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。
（遅延利息）
第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年２．９パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。
（かし担保責任）
第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。
２　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。
（契約の解除）
第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
（１）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
（契約保証金の帰属）
第１０条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。
（違約金）
第１０条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
（損害賠償）
第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。
（協議事項）
第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　三　村　申　吾　　印

仕様書最終確認

消防ポンプ自動車（CD－Ⅰ型）仕様書

平成 26 年度

青森県

1. 総則

(1) この仕様書は、青森県が購入する消防ポンプ自動車（CD－Ⅰ型）（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。

(2) 車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）に従うこと。

(3) 車両は、道路運送車両法及び道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。

(4) 受注者は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ISO 承認取得）によって製造が行われていること。

(5) 受注者は、契約に当たりこの仕様書を了承し、不審な点については、発注者に質問し充分に熟知した上で契約すること。

(6) 受注者は、契約後仕様書詳細について発注者と打合せを行い、製作承認図等を発注者に提出し、承認を得て製作に着手すること。

(7) 受注者は、契約後製作に当たりこの仕様書に疑問が生じた場合は、発注者に連絡の上承認または指示を受けること。

(8) 受注者は、製作に当たりこの仕様書を変更する必要が生じた場合には、発注者と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。

(9) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。

(10) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

(11) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。

① 艤装中間検査（発注者が適当と判断する時期）

② 完成検査

(12) 納期等は、次の通りとする。

① 納　期　　：平成２７年３月１６日

② 納入場所　：新規検査及び新規登録を受け、青森県消防学校に納入すること。

③ 登録諸費用：登録に関する一切の経費については受注者が負担する。
但し、自動車登録手数料、自動車重量税、自動車損害賠償
責任保険料及びリサイクル料金は、発注者が負担する。

2. 提出書類

(1) 受注者は、契約後次の書類を2部提出すること。

① 製作工程表

② 製作承認図（外観５面図、ボックス内艤装図）

(2) 受注者は、納入時に次の書類を2部提出すること。

① 電気配線図

② ポンプ取扱説明書

③ パーツリスト

④ 車両取扱説明書

⑤ ポンプ性能試験成績表

⑥ 受託評価合格プレートの写し

3. 概要

本車両は、下記のシャシに水ポンプ装置及び真空ポンプ装置等を装備し、消火栓等の水利より強力な放水をなし、一般火災に対し速やかに活動できるものとする。

4. 使用シャシ

(1) 型式	：	３ｔ級消防専用ダブルキャブオーバー型
(2) 駆動方式	：	2WD
(3) トランスミッション	：	マニュアルミッション
(4) ホイルベース	：	２，７５０mm～２，８００mm
(5) 乗車人員	：	6名（前部3名、後部3名）
(6) 検定出力	：	１００kW以上
(7) ＰＴＯ	：	水ポンプ用ＰＴＯ
(8) バッテリ	：	９５Ｅ４１Ｒ型　１２Ｖ　１００ＡＨ以上　２個
(9) オルタネータ	：	２４Ｖ－６０Ａ以上
(10) オイルパンヒーター	：	キャプタイヤコード　１０ｍ　１本付き
(11) チルト装置	：	電動油圧式
(12) エアコン	：	純正品
(13) オーディオ	：	純正品
(14) タイヤ	：	２０５／８５Ｒ１６
(15) キャブ内シート	：	純正品
(16) サイドバイザー	：	キャブ各ドア上部
(17) 泥除けたれゴム	：	全輪
(18) スペアタイヤ	：	ホイル付き　１本
(19) フロアマット	：	前後席１式

(20) オイルジャッキ　　：　1式
(21) 標準工具　　：　1式
(22) 非常信号灯　　：　1式
(23) タイヤチェーン　　：　シングル用　1式
(24) 停止表示板　　：　1式

5. 水ポンプ装置

(1) 水ポンプ（日本消防検定協会による受託評価の品質評価合格品）
ポンプ性能　A－2級
放水静圧力0.85MPaにおいて放水量2,000L/min以上
放水静圧力1.40MPaにおいて放水量1,400L/min以上

(2) 水ポンプは、シャシエンジンのP.T.O（パワーテイクオフ）により駆動され、P.T.Oの操作は運転席に設けられたレバーまたはスイッチにより行うものとする。

(3) 材質は、各装置による重量増を解消する為、本体をアルミ製とする。但し、インペラーについては砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、青銅鋳物とする。

(4) グランド部は不凍液等を必要としない完全メンテナンスフリーメカニカルシールとする。

6. 真空ポンプ装置

(1) 真空ポンプはピストンを左右に動かし吸排気バルブにより空気を排出する高落差の水利においても揚水できるよう真空性能の良いピストン式とする。注油装置を必要としない完全オイルレス構造とする。また、動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルトによりスムーズな伝達が行えること。

(2) 操作は押ボタン式スイッチによるものとし、駆動装置は円滑に作動し、揚水完了後は自動的に停止すること。なお、非常用の別系統スイッチを車両右側に設けるものとする。

(3) 真空性能は、吸管外端閉塞にて３０秒以内に大気圧の８４％とする。

7. 安全機能付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は車体左右に設け、操作員が容易にかつ安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

(1) 圧力計・連成計（リタード式）はステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。

(2) ポンプスロットルは電子式スロットルとし、左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものとする。

(3) ポンプスロットルは、誤作動を防止するための安全ロック機能を設ける。

(4) 多目的表示液晶ディスプレイは操作盤の中央とし、詳細は以下のとおりとする。

① 取り扱い表示（機器取扱・点検整備・故障対策等を文章で表示ができること。）

② モニタ表示（警告モニタとして冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示ができ、かつ警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認のできるモニタ表示、ポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計を各々デジタル数値により表示できるモニタ表示ができること。）

③ 流水表示（各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）

④ 流量・積算表示（流量範囲によって表示色が変化すること。流量範囲とは筒先を一人持ちで放水できる範囲、二人持ちで放水できる範囲、二人持ちでも放水ができない範囲とする。また、積算量もデジタル数値により表示できること。）

(5) 真空ポンプの操作は訓練時又は非常時等に手動装置にて行えるものとする。

(6) ポンプ操作装置には操作員の安全を確保する為、次の安全機能を設ける。

① スロットル固定機能

不用意にスロットルに触れてもエンジン回転の上昇を防ぐようスロットル固定機能を設ける。但し、固定した場合でも安全方向（スロットルダウン）には操作出来るものとする。

② ホースバースト機能

放水圧がホース耐圧以上になると、警報を発してエンジン回転数を制御するものとする。

8. 吸水口

吸水口は、消防呼称 75mm ボールコック(ストレーナ付)とし、車両両側に各1個設け、75×10mの吸管を常時接続する構造とする。(連続呼水装置付) 吸口エルボは、吸管により車体を傷つけないようスーパースイングとする。レバーは左右とも前方向で開とする。

9. 放水口

放水口は、消防呼称 65mmボールコックとし、車両両側に各 2 個設ける。なおレバーは左右とも前方向で開とする。

10. 中継吸口

中継口は、消防呼称 65mmボールコックとし、車両両側に各 1 個設ける。レバーは左右とも前方向で開とする。

11. 完成車寸法

(1) 全長　：　5800mm 以下
(2) 全幅　：　1900mm 以下
(3) 全高　：　2800mm 以下

12.キャブの構造

(1) キャブは、シャシ固有の鋼鈑製ダブルキャブオーバー型とし、電動油圧チルト装置を設け、必要により補強し落下防止の支え棒等を設けること。
(2) キャブ後部は空気呼吸器が積載できるよう約170mm程度張り出し、空気呼吸器取り付け装置（クイックホルダー）を３基分設けること。また、面体掛け用フックも３個設けること。
(3) 乗降用の手摺をキャブの両側面に設けること。
(4) 乗車人員の走行時においての安全に必要な握り棒、手摺及び安全帯を設けること。
(5) 前席と後席の間に手摺を設け、物掛けフックを２個設けること。
(6) 地図等を収納するボックス（Ａ３サイズ）をキャブ内中央手摺に１個設けること。
(7) 電子サイレンアンプ、スイッチ類等は、前席上部若しくはダッシュボード内に取り付けること。
(8) キャブ天井に赤色警光灯を取り付けること。
(9) 赤色点滅灯をキャブ前面に２個、後部に2個取付けること。スイッチは、赤色警光灯と連動すること。
(10) キャビン内天井にはLED灯を設けること。
(11) バッテリは引き出し式にて容易に点検できること。
(12) バッテリメインスイッチを設け、艤装関係の電源も切れること。
(13) 消防署マークを車両前面中央に取り付けること。

12. 車両の構造

(1) 艤装は総合的な重量軽減、車両重量のバランスを考慮して製作する。
(2) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用する為の

スペースを確保すると共に、必要箇所には点検口または点検扉を設ける。

(3) 車両側板は一般構造用圧延鋼材（SS）を使用し、車体天井、各ステップはアルミ縞板を使用すること。

(4) 左右リヤーフェンダーは耐腐食性を考慮しFRP製とする

(5) ポンプ室上にシャッターボックスを設け、ホース等を収納できる構造とする。

(6) 車体後方左右側面は吸管収納スペースとする。

(7) ポンプ室は点検手入れが容易に行える構造とする。

(8) 吐出口・吸水口・中継口は、車体前方左右に設けること。

(9) 後面シャッター内は、資機材収納スペースとする。

(10) 後面シャッター内に、手動の方法によって昇降させる加納式の軽量ホースカーを取り付ける。

(11) 路肩灯左右取り付けとする。

(12) 車体天井左右に一段手摺を設けること。

(13) 車体天井に積載はしご昇降装置を設け、地上から操作できるよう引出転回式とする。

(14) 車体後面右側に天井昇降用展開式アルミはしごを設けること。

(15) 燃料タンクは、シャシ固有の位置に取り付ける。

(16) 標識灯を1個設ける。

(17) 牽引フックを車両前部に設ける。

(18) 各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称及び操作方法等を明記すること。

(19) ポンプ及び真空ポンプ補器部に凍結防止のために不凍液を注入できる装置を設けること。

(20) 後記する付属品については、別途打ち合わせの上取り付けること。

13. 塗装

(1) 車両は充分錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色塗装により3回以上の塗装を行う。塗料はVOC（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

(2) アルミシャッター部は、無塗装とすること。

(3) アルミ縞板使用部は、無塗装とすること。

(4) 車両下回りは黒色塗装とすること。

(5) 車両左右及び標識灯には指定の文字を記入すること。※別途指示

14. 取付品・付属品

取付品及び取付装置

No	品名	内容	個数
1	ポンプ圧力計	φ100　透過光照明灯付	2個
2	ポンプ連成計	φ100　透過光照明灯付　リタード式	2個
3	エンジン回転計	シャシ固有のもの	1個
4	エンジン油温計	シャシ固有のもの	1個
5	赤色警光灯		1個
6	拡声器付電子サイレン		1式
7	照明灯	φ150　伸縮回転式	1個
8	後退警報器	シャシ固有のもの	1個
9	標識灯	グローブ黄色・記入文字は後日指示	1個

軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置

No	品名	内容	個数
1	電動サイレン	赤色警光灯内蔵	1個
2	ポンプ回転計	左右液晶ディスプレイ内表示	1式
3	流量計	左右液晶ディスプレイ内　各吐水口用表示	1式
4	積算流量計	左右液晶ディスプレイ内表示	1式
5	キャブチルト装置	電動油圧式	1式
6	箱型ホースカー	東京サイレン製TS－119	1台
7	オイルパンヒーター	シャシ固有	1式

備えなければならない付属品

Ｎｏ	品名	内容	個数
1	吸管	75mm×10m(AC金具・エルボ付)	２本
2	吸口ストレーナ	プラスチック製	２個
3	吸管ストレーナ	プラスチック製	２個
4	吸管ちりよけ籠	プラスチック製	２個
5	吸管枕木	ゴム製	２個
6	吸管ロープ	径10mm×15m	２本
7	とび口	1.5m	２本
8	車輪止め	ゴム製	２個
9	消火器	ABC　6kg入り　　[自動車用]	１本
10	ポンプ工具	冷却水ストレーナキャップ用スパナ1丁	１式
11	ホース	65mm×20m　1.6MPa	１０本

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、 発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）

第2条(A)、第10条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）

第2条(A)、第10条(A)

3　実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）

第2条(A)、第10条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）

第2条(B)、第10条(B)